

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【届出者の氏名又は名称】	三井造船株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【電話番号】	(03)3544-3070
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 香西 勇治
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三井造船株式会社 (東京都中央区築地五丁目6番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三井造船株式会社を指し、「対象者」とは、昭和飛行機工業株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月31日に提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法27条の8第1項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5,192(個)	5,131(個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5,192	5,131	-
所有株券等の合計数	10,323	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,023,509株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」は、当社が所有していた対象者株式が三井住友信託銀行株式会社に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行使の指図権は当社に留保されております。

(注3) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数61個を含めております。なお、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(訂正後)

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5,194 (個)	5,131 (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	5,194	5,131	-
所有株券等の合計数	10,325	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,023,509株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」は、当社が所有していた対象者株式が三井住友信託銀行株式会社に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行使の指図権は当社に留保されております。

(注3) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数63個を含めております。なお、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
(訂正前)

(平成26年 1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	61 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	61	-	-
所有株券等の合計数	61	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注 1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,023,509株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注 2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数61個を含めております。なお、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年1月31日現在（個）(g)）」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(訂正後)

(平成26年 1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	63 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	63	-	-
所有株券等の合計数	63	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注 1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,023,509株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注 2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数63個を含めております。なお、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年1月31日現在（個）(g)）」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	松浦 明人
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	松浦 明人
住所又は所在地	東京都昭島市田中町600番地 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	昭和飛行機工業株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 昭和飛行機工業株式会社 連絡場所 東京都昭島市田中町600番地 電話番号 042-541-2109
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	大野 勝久
住所又は所在地	Gydevang 35, P.O. Box 235 DK-3450 Allerod, Denmark (Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S 所在地)
職業又は事業の内容	Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S Director
連絡先	連絡者 三井造船株式会社 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番4号 経営企画部 電話番号 03-3544-3123
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
(訂正前)

< 前略 >

松浦 明人

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	3	-	-
所有株券等の合計数	3	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 松浦明人氏は、小規模所有者に該当しますので、松浦明人氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。

(訂正後)

< 前略 >

松浦 明人

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	3	-	-
所有株券等の合計数	3	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 松浦明人氏は、小規模所有者に該当しますので、松浦明人氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。

大野 勝久

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 大野勝久氏は、小規模所有者に該当しますので、大野勝久氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在(個)(g))」に含めておりません。